

山鹿市道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第 2 9 号

山鹿市道路占用規則の一部を改正する規則

山鹿市道路占用規則（平成 1 7 年山鹿市規則第 1 6 0 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項中「者は」を「者」に改め、「。）」の次に「は」を加える。

様式第 2 号中

「 教 示	この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、山鹿市長に対し審査請求をすることができます。	」
-------------	--	---

を

「 教 示	1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、山鹿市長に対して審査請求をすることができます。 2 処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、山鹿市を被告として（訴訟において山鹿市を代表する者は山鹿市長になります。）提起することができます。 3 ただし、上記の期間内であっても、この処分（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	」
-------------	--	---

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。